

令和8年度

伊勢市償却資産（固定資産税）申告の手引き

平素は市税につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、事業用の資産（償却資産）を所有されている方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の所有状況をその所在地の市町村長に申告していただくことになっています。

つきましては、この手引きをご参照のうえ、該当資産がある方は正しく申告していただきますようお願いいたします。

1. 申告していただく方

令和8年1月1日現在、伊勢市内に事業用の「償却資産」を所有している個人または法人。

2. 申告期限 令和8年2月2日（月）

償却資産申告書の法定提出期限は、1月31日です。（申告期限が土曜日又は休日にあたるときは、休日等の翌日となります。）

3. 申告の方法

昨年度に申告されている方

増加・減少した資産を記入して提出してください。なお、資産に変更が無い場合は、償却資産申告書備考欄の「増減なし」の□にチェック（☒）して提出してください。

※前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、「種類別明細書」は必ず提出してください。

初めて申告される方

令和8年1月1日現在、伊勢市内に所有する全資産を申告してください。

事業所が伊勢市外へ転出、廃業、解散等の場合

償却資産申告書備考欄の該当する事項に○をして、年月日を記入の上、提出してください。

企業電算処理方式により申告される方

必要事項を全て記入し、全資産を申告してください。

※所有者コードの確認のため、本市から送付した申告書がある方は添付してください。

インターネットを利用した電子申告をされる方

eLTAX : エルタックス（地方税ポータルシステム）ホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)から申告手続きを行ってください。 エルタックス 検索 

4. 提出物 ※個人の場合、提出時にマイナンバー確認ができる書類のご提示が必要です。

- ① 償却資産申告書
- ② 種類別明細書（増加資産・全資産用）
- ③ その他 **※特例該当資産等がある場合は添付書類（特例申請書や必要書類）**をご提出ください。

5. 提出先及びお問い合わせ先



〒516-8601 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号

伊勢市役所 課税課 固定資産税係

TEL (0596) 21-5533、5532 FAX (0596) 21-5535

※ 申告書を郵送にて提出し、本人控え用申告書に受付印を希望される方は、返信用切手付封筒を同封してください。同封されていない場合は返送いたしません。

I 申告書の記入例

1. 償却資産申告書

- 3 「個人番号又は法人番号」個人番号（マイナンバー）または法人番号を記入してください。個人事業主の場合は、提出時にマイナンバーの確認が必要となります。郵送により提出する場合は、マイナンバーの確認ができる書類の写しの添付が必要となります。
（必要な書類の例：マイナンバーカード、個人番号記載の住民票の写しの内からひとつ＋プレ印字申告書（または免許証等））
- 4 「事業種目」事業種目を記入してください。また、法人の場合は、資本金、出資金の額を記入してください。
- 5 「事業開始年月」個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は設立年月を記入してください。
- 6 「この申告に回答する者の係及び氏名」申告書の内容についてお尋ねする場合がありますので、回答される方の所属・氏名・電話番号等を記入してください。
- 7 「税理士等の氏名」償却資産の申告を委託している場合は、税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。

1 「住所」
記載されている住所に変更
または誤りがある場合は
訂正してください。

2 「氏名」
法人の場合は、代表者名を
記入してください。

3 「電話番号」
記入してください。

※今回初めて申告される方は、
住所、氏名、電話番号を
記入してください。

「取得価額」

「前年前に取得したもの(イ)」
令和6年以前に取得した資産の取得
価額の合計額を種類別に打ち出
してあります。

「前年中に減少したもの(ロ)」
令和7年中に減少した資産の取得
価額の合計額を資産の種類別に
記入してください。

「前年中に取得したもの(ハ)」
令和7年中に取得した資産の取得
価額の合計額を資産の種類別に
記入してください。

令和 8 年 1 月 23 日

令和 8 年度
償却資産申告書(償却資産課税台帳)

所有者コード
1234567

受付印

(宛先) 伊勢市長

516-0037
三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号
(電話 0596-21-5533)

3 個人番号又は
法人番号

4 事業種目
(資本金等の金
額)
印刷業
(15 百万円)

5 事業開始年月
平成13 年 5 月

6 この申告に回答する
者の係及び氏名
経理課 宇治一郎
(電話 21-5532)

7 税理士等の
氏名
三重 良男
(電話 99-9999)

8 短縮耐用年数の承認
有 ☒ 無

9 増加償却の届出
有 ☒ 無

10 非課税該当資産
有 ☒ 無

11 課税標準の特例
有 ☒ 無

12 特別償却又は圧縮記帳
有 ☒ 無

13 税務会計上の償却方法
定率法・定額法
☒ 有 ☐ 無

14 青色申告
☒ 有 ☐ 無

資産の種類	前年前に取得したもの (イ)				前年中に減少したもの (ロ)				前年中に取得したもの (ハ)				計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)			
	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
1 構 築 物		7	500	000										7	500	000
2 機 械 及 び 装 置		14	627	000										14	627	000
3 船 舶																
4 航 空 機																
5 車 両 及 び 運 搬 具																
6 工 具 ・ 器 具 及 び 備 品				2,170,000				485,000							4	290,000
7 合 計				24,297,000				485,000							26	417,000

資産の種類	評 価 額 (イ)				決 定 価 格 (ロ)				課 税 標 準 額 (ハ)			
	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
1 構 築 物												
2 機 械 及 び 装 置												
3 船 舶												
4 航 空 機												
5 車 両 及 び 運 搬 具												
6 工 具 ・ 器 具 及 び 備 品												
7 合 計												

15 市町村内
における
事業所等
資産の
所在地

① 伊勢市佐八町〇〇〇
② 伊勢市村松町△△△
③

16 借用資産
(有・無)
貸主の名称等
〇〇市△△町××番地
〇〇リース株式会社

17 事業所用家屋の所有区分
自己所有・借家

18 備考 (添付書類等)
☐ 増減なし
以下の項目にあてはまる場合は○をして下さい
☐ 転出・廃業・解散等
(年 月 日)

第二十六号様式
(提出用)

8~14は該当する方を○で囲んでください。
なお、8~12については「有」とした場合は、関係書類を添付してください。

たとえば中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画を策定し、市の認定を受けた場合、「有」を○で囲み、償却資産 課税標準の特例申請書に必要な書類を添付して、申告書と一緒に提出してください。
リース会社の場合はその他必要書類を添付してください。

住所と同一の場合には、記入の必要はありません。

借用資産の有無を記入してください。
「有」の場合は貸主の住所、名称等を記入してください。

該当する方を○で囲んでください。

18 「備考」
次の事項を記入してください。

- 前年中に資産の増減がない場合は「増減なし」の口チェック (☑) してください。
- 1月1日現在、転出・廃業・解散等の場合は、該当する事項に○をしてその年月日を記入してください。
- 短縮耐用年数承認書の写し、増加償却の届出書の写し等、添付した書類の名称や、その他参考となる書類・特記事項があれば記入してください。

2. 種類別明細書(増加資産・全資産用)記入例

この種類別明細書には、令和7年1月1日現在、所有する全資産が記載されています。
令和8年1月1日現在に所有する資産の状態に加除修正してください。
(資産が増加した場合は余白に記入し、資産が減少した場合は二重線で抹消してください。)

「耐用年数」
「減価償却資産の耐用年数に関する省令」別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げる耐用年数を記入してください。

令和 8 年度																					
種類別明細書(増加資産・全資産用)																					
所有者コード※																					
1234567																					
所有者名																					
伊勢市 株式会社																					
枚のうち																					
1 枚 目																					
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月			(イ) 取 得 価 額				耐 用 年 数	(ロ) 減 価 償 却 率	(ハ) 課税標準の特例				増 加 事 由	摘 要		
					年 号	年	月	取 得 価 額						率	コード	課税標準額					
								十 億	百 万	千	円					十 億	百 万			千	円
01	1	1	アスファルト舗装	1	H	2	0	5	3	000	000	1	0					1・2 3・4			
02	1	2	受変電設備	1	H	2	0	5	4	500	000	1	5					1・2 3・4			
03	2	3	デジタル印刷システム	1	H	2	5	1	0	7	300	000		4				1・2 3・4			
04	2	4	印刷機	1	H	2	6		8	3	500	000	1	0				1・2 3・4			
05	2	5	製本機	1	H	2	7		6	1	257	000		7				1・2 3・4			
06	2	6	断裁機	1	H	2	8		8	2	570	000	1	0				1・2 3・4			
07	6	7	ノートパソコン	1	H	2	8		9	3	35	000		4				1・2 3・4			
08	6	8	ルームエアコン	2	H	2	8		6	300	000							1・2 3・4			
09	6	9	応接セット	1	H	2	8		7	330	000		8					1・2 3・4			
10	6	10	事務机・椅子一式	1	H	2	9		7	585	000	1	5					1・2 3・4			
11	6		テレビ	1	R	0	7		3	375	000		5					①・2 3・4			
12	6		ノートパソコン	2	R	0	2		6	470	000		4					①・2 3・4	R 3年度 申告もれ		
13	6		カラーコピー機	1	R	0	5		9	2	230	000		5				③・4	松阪市か ら受入れ		
14																		1・2 3・4			
15																		1・2 3・4			
16																		1・2 3・4			
17																		1・2 3・4			
18																		1・2 3・4			
26 417 000																					
23 827 000																					

「資産の種類」
1. 構築物(建物付属設備含む)
2. 機械及び装置
3. 船舶
4. 航空機
5. 車両及び運搬具
6. 工具、器具及び備品

資産の増加・減少(変更)があった場合、償却資産申告書の取得価額欄にその分の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。
・資産の増加
申告書の(ハ)欄に記入(申告もれ資産は申告書の(イ)欄に記入)
・資産の減少
申告書の(ロ)欄に記入

記入する必要はありません。

「取得年月」
S=昭和 H=平成 R=令和
取得年月については、数字表記も可。
3=昭和 4=平成 5=令和

「取得価額」
資産を取得するために支出した金額(引取運賃、荷役費、運送保険料等の付帯費用を含む)を記入してください。
※ 消費税の取扱いについて 税抜経理方式の場合→消費税を含まない額
税込経理方式の場合→消費税を含んだ額
※ 圧縮記帳は認められていませんので、圧縮前の取得価額を記入してください。

資産が減少した場合
印字されている該当の資産を二重線で抹消してください。

資産の項目を修正する場合
印字されている該当の資産の修正箇所を二重線で抹消し、その上に修正後の名称又は数字を記入してください。

資産が増加した場合
明細書の余白に記入例にならって記入してください。

記入する必要はありません。
(企業電算処理方式により申告書を作成される場合は記入してください。)

「増加事由」
該当する番号に○を付けてください。
1:新品取得
2:中古品取得
3:移動による受入れ
4:その他

「摘要」
該当する資産について、次のような事項を記入してください。
・特例の適用条項
・増加償却の旨の表示
・申告もれ
・他市からの受入れ など

第二十六号様式別表一(提出用)

Ⅱ 償却資産のあらまし

1. 償却資産の範囲

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業のために用いることができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。たとえば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等が対象です。

償却資産を「資産の種類」ごとに例示しますと、次のようになります。

資 産 の 種 類		内 容
第 1 種	構 築 物 (建物附属設備を含む)	駐車場の舗装、看板などの広告設備、門、塀、緑化施設等
		建物附属設備 1 建物の所有者が取り付けした建物附属設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備等 2 テナントの方が賃借している家屋に施工した内装、造作、建築設備(これらを特定附帯設備といいます)
第 2 種	機械及び装置	工作機械などの各種産業用機械、駐車場機械装置、建設用機械に該当する大型特殊自動車であるブルドーザー、パワーショベル等(ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09」「000～099」)
第 3 種	船 舶	遊覧船、ボート、はしけ等
第 4 種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター等
第 5 種	車両及び運搬具	大型特殊自動車に該当するフォークリフト等(ナンバープレートの分類番号が「9」「90～99」「900～999」)、台車、自転車等 (自動車税・軽自動車税の対象になる車両等は除きます)
第 6 種	工具・器具及び備品	事務机、事務いす、陳列ケース、テレビ、パソコン、プリンター、ルームエアコン、金庫、ゲーム機器等

2. 申告の対象となる資産

令和 8 年 1 月 1 日現在において事業のために用いることができる資産は申告対象です。また、次に掲げる資産も申告が必要になります。

- ① 償却済資産(耐用年数が経過した資産)
- ② 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産(会社の帳簿に記載されていない資産)
- ③ 遊休(稼働を休止しているがいつでも稼働できる状態)、または未稼働(既に完成しているが、未だ稼働していない状態)の資産
- ④ 改良費(資本的支出:新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱う)
- ⑤ リース契約等により貸し付けている資産
(法人税法第 64 条の 2 第 1 項、所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産で、取得価額が 20 万円未満のものは除く (※1))
- ⑥ 福利厚生のために用いる資産
- ⑦ 使用可能な期間が 1 年未満又は取得価額が 20 万円未満の償却資産であっても、個別償却している資産 (※2)
- ⑧ 租税特別措置法による中小企業者等の少額資産の損金算入の特例を適用した資産 (※3)
- ⑨ 決算期以後 1 月 1 日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産

3. 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象にならないので申告の必要はありません。

- ① 自動車税・軽自動車税の課税対象となる資産
- ② 無形減価償却資産（漁業権、特許権、実用新案権、ソフトウェア等）
- ③ リース契約等により借り受けている資産
- ④ 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上、固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの、又は個人が必要経費としているもの）（※4）
- ⑤ 取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの（※5）

前ページ（※1）（※2）（※3）及び上記（※4）（※5）については、下表を参照してください。

- ④、⑤については、令和4年4月1日以降に取得した資産の内、貸付（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供する資産は、当該償却方法の対象外となります。

参考：償却方法と取得価額による申告対象の一覧

30万円未満	中小企業者の少額資産の特例（※3） （租税特別措置法）			法人が個別に減価償却しているもの（※2）
20万円未満				
10万円未満	20万円未満のリース資産（※1） （法人税法、所得税法）	3年で一括償却（※5） （法人税法施行令、所得税法施行令）	一時に損金算入、必要経費（※4） （法人税法施行令、所得税法施行令）	

申告の対象となる資産
 申告の対象とならない資産

4. 家屋と償却資産の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱います。詳しくは、次ページの表を参考にしてください。

家屋と設備等の所有者が異なる場合

テナント（賃借人）等が施工した内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。（平成16年4月1日以降に施工したものが対象）

家屋と償却資産の区分表（家屋と設備等の所有者が同じ場合）

設備等の種類	設備等の分類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
内装・造作	床・壁・天井仕上、 店舗造作等		工事一式
電気設備	受変電設備	設備一式	—
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備	—
	中央監視設備	設備一式	—
	電灯照明設備	屋外照明設備	屋内照明設備
	電力配線設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
	電話設備	電話機、交換機等の機器	配線等
	拡声設備	マイクロホン等の機器	配線等
	インターホン設備	インターホン機器	配線等
	火災報知設備		設備一式
給排水設備		屋外設備、引込工事	左記以外の設備
給湯設備		湯沸器等の局所式給湯設備 (ユニットバス等用を除く)	中央式給湯設備、ユニ ットバス等用給湯器
ガス設備		屋外設備、引込工事 特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
衛生設備		—	設備一式
換気設備		—	設備一式
空調設備		ルームエアコン（壁掛型）、 特定の生産又は業務用設備	家屋と一体となってい る設備
消火設備		消火器、ホース及びノズル等	消火栓設備等
運搬設備		工場用ベルトコンベア、垂直型連続 運搬装置	エレベーター、エスカ レーター等
厨房設備		顧客の求めに応じるサービス設備 (百貨店・飲食店・ホテル等)、寮・ 病院・社員食堂等の厨房設備	左記以外の設備
その他の設備等		L A N設備、ネオンサイン、文字看 板、簡易間仕切、機械式駐車設備、 カーテン・ブラインド等	自動扉、ナースコール 等
外構設備	舗装・植栽・門扉・ 簡易ゴミ置場等	工事一式	—

なお、賃借人（テナント）等が施工した内装・造作及び建築設備等については、「家屋に含めるもの」に記載された設備等も含めて、償却資産として取り扱います。

5. 課税標準の特例について

地方税法第 349 条の 3、同法附則第 15 条等に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。特例が適用される資産を所有する事業者は、償却資産申告書に「償却資産課税標準の特例申請書」を添付してください。

適用される償却資産の例

内航船舶、廃棄物処理施設、汚水又は廃液処理施設、下水道除害施設、中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定を受けた設備等

6. 国税との主な違い

項 目	国税の取扱い(法人税・所得税)	固定資産税の取扱い
償 却 計 算 の 基 準 日	事業年度（決算期）	賦課期日（1月1日）
減 価 償 却 の 方 法	建物は定額法 建物以外の一般の資産は定率法、定額法の選択制 （取得時期により旧定率法、旧定額法を適用）	固定資産評価基準に定める率 （法人税法等の旧定率法と同じ減価率）
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
圧 縮 記 帳	認められます。	認められません。
特別償却・割増償却※	認められます。	認められません。
評 価 額 の 最 低 限 度	備忘価額（1円）	取得価額の 100 分の 5
中小企業者の少額資産の損金算入の特例	認められます。	金額にかかわらず、認められません。（申告が必要です）

※ 租税特別法の規定

参考：耐用年数に応じる減価率表（固定資産評価基準別表第 15 より抜粋）

耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率
2	0.684	11	0.189	20	0.109	29	0.076
3	0.536	12	0.175	21	0.104	30	0.074
4	0.438	13	0.162	22	0.099	31	0.072
5	0.369	14	0.152	23	0.095	32	0.069
6	0.319	15	0.142	24	0.092	33	0.067
7	0.280	16	0.134	25	0.088	34	0.066
8	0.250	17	0.127	26	0.085	35	0.064
9	0.226	18	0.120	27	0.082	36	0.062
10	0.206	19	0.114	28	0.079	：	：

参考：主な償却資産の耐用年数の例（耐用年数等に関する省令 別表第1、2より抜粋）

資産の種類		細目	耐用年数	細目	耐用年数
1	構 築 物	屋外給排水設備	15	仮設建物	7
		工場緑化施設	7	農林業用のもの（主として金属造）	14
		その他の緑化施設、庭園	20	（その他）	8
		舗装路面（ビチューマルス）	3	野立看板（金属造）	20
		（アスファルト）	10	（その他）	10
		（コンクリート）	15	金属製へい	10
				ブロックべい	15
2	機 械 及 び 装 置	食料品製造業用設備	10	漁業用設備	5
		飲料、たばこ又は飼料製造用設備	10	水産養殖業用設備	5
		木材又は木製品製造業用設備	8	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8
		家具又は装備品製造業用設備	11	宿泊業用設備	10
		石油製品又は石炭製品製造業用設備	7	飲食店用設備	8
		ゴム製品製造業用設備	9	洗濯業、理（美）容業又は浴場業用設備	13
		農業用設備	7	自動車整備業用設備	15
3	船 舶	漁船（FRP製）	7	漁船（鋼船）	9～12
4	航 空 機	飛行機	5～10	ヘリコプター、グライダー	5
5	車両及び 運 搬 具	大型特殊自動車に該当するフォークリフト			4
		自転車			2
6	工 具 ・ 器 具 及び備品	測定又は検査工具	5	複写機・計算機・レジスター	5
		切削工具	2	試験・測定機器	5
		事務机・椅子及びキャビネット		看板・ネオンサイン	3
		（主として金属製）	15	金庫（手さげ金庫）	5
		（その他）	8	（その他）	20
		テレビ・ステレオ等の音響機器	5	理容美容機器	5
		ベッド	8	歯科診療用ユニット	7
		陳列棚・ケース（冷蔵機付）	6	レントゲン（移動式・救急医療用）	4
		（その他）	8	（その他）	6
		冷暖房用機器	6	調剤機器	6
		パソコン（サーバ用のものを除く）	4	厨房用品	5
		その他のパソコン	5	自動販売機	5

※ 表に記載のない資産の耐用年数や中古資産の耐用年数については、課税課固定資産税係償却資産担当（0596-21-5533）までお問い合わせください。

参考：主な業種別償却資産（この表に記載がなくても事業用資産であれば申告が必要です）

業 種	償 却 資 産 の 例
共 通	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園（緑化施設、植込み）、門、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切り、机・椅子、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、テレビ、パソコン、LAN設備、コピー機、レジスター、金庫等
小 売 業	ショーウィンドウ、陳列ケース、冷蔵庫、冷凍庫、自動販売機、肉切機等
喫茶、飲食店	カウンター、室内装飾品、接客用家具・備品、放送設備、カラオケ機器、自動販売機、厨房設備、冷蔵庫、冷凍庫等
製パン業、製菓業	釜、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
工場、作業所	旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、溶接機、構内舗装、貯水設備、福利厚生設備、大型特殊自動車等
建 設 業	大型特殊自動車、ブロックゲージ、トランスショッパー、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
理容業・美容業	理・美容椅子、消毒殺菌機、タオル蒸器、洗面設備、ドライヤー、サインポール、パーマ器等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、スリーブ、プレス、モーター、ミシン、ビニール包装機、給排水設備等
病院・診療所	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CTスキャン等）、給食用厨房設備等
ガソリン給油業	地下タンク、ガソリン計量機、リフト、充電器、コンプレッサー、洗車機、検査工具、消火器、独立キャノピー等
自動車修理業	旋盤、プレス、ホーニング、リフト、チェンブロック、カーウォッシャー、コンプレッサー、溶接機、充電器、オイルクリーナー、コンデンサー、万力、グラインダー、ドリル、塗装設備、各種工具等
印 刷 業	各種印刷機、活字盤鋳造機、裁断機等
不動産貸付業 （駐車場、アパート）	フェンス、屋外給排水ガス設備、側溝、自転車置場等
浴 場 業	温水器、ろ過機、ボイラー、オイルバーナー、釜、ポンプ等
娛 楽 業	パチンコ台、パチンコ取付台（島工事）、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、スクリーン設備、ボウリング場用設備、ゴルフ練習場用設備、照明設備等
農 業	脱穀機、乾燥機、野菜洗浄機、運搬用機具、ボイラー、ポンプ、ビニールハウス、農業用車両（小型特殊自動車を除く）等
漁 業	漁船、GPS、巻上機、いけす等

Ⅲ その他

1. 税額の計算について

(1) 評価額（課税標準額）の算出

評価額は、資産一品ごとに下記の計算式で計算した額となります。

また、評価額の最低限度額は取得価額の5%です。

前年中に取得したもの	取得価額 × (1 - 減価率 × 1/2)
前年前に取得したもの	前年度評価額 × (1 - 減価率)

例)

太陽光発電の耐用年数は17年、減価率は0.127。

前年中に取得した場合、

(1 - 0.127 ÷ 2) →

減価残存率は0.936

取得価額 × 0.936 = 評価額

翌年の減価残存率は0.873

(2) 税額の計算

税額は、資産の合計評価額（千円未満切り捨て）に税率をかけて求めます（百円未満切り捨て）。

伊勢市の税率は1.4%です。

なお、所有する資産を合計した評価額が「150万円」未満である場合には、償却資産についての固定資産税は課税されません（免税点）。ただし、**申告は必要**です。

(3) 計算例

資産名：アスファルト舗装 取得価額：5,000,000円 耐用年数：10年（減価率0.206）

取得年月：令和6年4月

評価額計算

5,000,000 × (1 - 0.206 × 1/2) = 4,485,000円（令和7年度）

4,485,000 × (1 - 0.206) = 3,561,090円（令和8年度）

令和8年度税額

評価額

税率

年税額

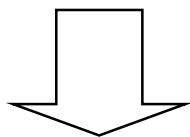
3,561,000 × 1.4% = 49,800円

この後は毎年0.794（減価残存率1 - 0.206）を掛けて評価額を出します。
最低限度額は取得価額の5%です。
5%未満にはなりません。

2. 納期

年税額は年4回（4月、7月、12月、翌年2月）に分けて納めていただくことになっています。

郵送でご提出される場合はこのラベルを切り取って、申告書送付の際の封筒に貼り付けてご利用ください。



〒516-8601

三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号

伊勢市役所 課税課
固定資産税係 償却担当 行

償却資産申告書在中

3. 適正な申告が無い場合

虚偽の申告をした場合や、正当な理由がなく申告をしない場合、地方税法（第385条、第386条）の規定により、過料や罰金を科せられることがあります。

4. 実地調査について

地方税法の規定（地方税法第353条、第408条）

に基づいて、**実地調査**又は**固定資産台帳郵送による簡易調査**を行うことがありますので、その際はご協力をお願いします。その結果、最大5年度分遡って賦課決定（地方税法第17条の5）となる場合があります。また、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期と異なり、納期は1回となります。あらかじめご承知おきください。